

## ○特別養護老人ホーム百々千園管理規程

(昭和52年10月1日)  
規程第 号

一部改正 昭和54年10月1日規程第 号

### 第1章 総 則

(規定の目的)

第1条 この規程は、老人福祉法に基づき、特別養護老人ホーム百々千園（以下「本園」という。）の在園者に対する処遇方法、在園者が守るべき規律、その他施設の管理についての事項を規定する。

(施設の目的)

第2条 本園は、老人福祉法第15条の規定による老人福祉施設として、身体上又は精神上欠陥があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な老人を収容して適切なる養護を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本園は、諸法規に基づき、在園者が個人として尊重され、且つ、健康で安らかな生活を営み得るよう運営されるものとする。

(定員)

第4条 本園の入所定員は、50名とする。

### 第2章 職員の定数区分及び職務内容

(職員の定数及び区分)

第5条 本園に次の職員を置く。

園長	1名
事務員	1名
生活指導員	1名
寮母	11名
看護婦	2名
栄養士	1名
調理員	4名
介助員	1名
医師	1名
計	23名

(職務内容)

第6条 園長及び職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長は、職員を指揮監督し、施設の運営及び管理にあたる。
- (2) 事務員は、園長の指導のもとに庶務、その他の事務に従事する。
- (3) 生活指導員は、寮母を指導し在園者の生活指導と処遇に関する計画及び実施にあたる。
- (4) 寮母及び介助員は在園者の生活全般について指導及び介護にあたる。
- (5) 看護婦は、在園者の看護及び保健衛生に従事する。
- (6) 栄養士並びに調理員は在園者の栄養管理及び給食の調理にあたる。
- (7) 医師は、在園者の健康管理及び診療にあたる。

### 第3章 入園及び退園

(入園)

第7条 本園に入園するものは身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、且つ居宅においてこれを受けることが困難な老人であつて、老人福祉法第11条の規定により、収容の委託を受けたものとする。

(健康診断)

第8条 園長は、新たに入園しようとするものから健康診断書を提出させなければならない。

(身上調査)

第9条 園長は、入園しようとするものについて心身の状況、個性、生活歴、教育度等の身上調査を実施しなければならない。

(入園拒否)

第10条 園長は入園者が次の一つに該当するときは入園を拒否することができる。

- (1) 伝染病疾患を有し、他の者等に伝染させる恐れのあるとき。
- (2) 精神障害があり、他の者に著しい迷惑を及ぼす恐れのあるとき。
- (3) 疾病等により病院等に入院し治療を必要とするもので、本園において収容することが適当でないと認められるとき。
- (4) その他入園を不相当と認める正当な理由があるとき。

(退園)

第11条 園長は在園者から退園の申出があったときは、必要な事項を調査して在園者に委託した機関の長に意見を具申し、その承認を得て退園させるものとする。

2 在園者に収容介護の必要がなくなった者についても、前項の規定に準じて措置するものとする。

#### 第4章 在園者の処遇方法

(処遇)

第12条 在園者の処遇については、人種、社会的身分、宗教、思想、信条等によって差別的扱いをしてはならない。

2 職員は、在園者の人権を尊重し、懇切丁寧を旨とし、粗暴な言動、その他不都合な行動があってはならない。

(所持品の確認)

第13条 園長は入園者の所持品を確認するとともに保健衛生上必要な措置をとらなければならない。

(説示)

第14条 園長は入園者に対し本園の目的、日課その他在園生活に必要な事項を説示するものとする。

(日課)

第15条 園長は共同生活の秩序を維持するため、日課を別に定めなければならない。

2 前項の日課は別にこれを定める。

(食事)

第16条 在園者の食事については、健康上必要な熱量、蛋白質、脂肪、その他必要な栄養を確保するとともに、適時在園者の嗜好調査を実施し、これに適合するように努めるとともに、医師が必要と認める者には、医師の指導により特別食を給与しなければならない。

(保健衛生)

第17条 園長は、保健衛生を保持するために、次に掲げる各号の事項を実施しなければならない。

- (1) 毎月1回消毒液による消毒
- (2) 年2回以上浄化槽清掃
- (3) 居室の換気、採光、保温の調整
- (4) 居室、便所、調理場の清潔保持
- (5) 職員の健康診断を毎年1回以上
- (6) 調理員については毎月1回その他の職員については年1回の検便
- (7) 在園者については週2回以上の入浴または清拭。但し在園者の疾病により医師の指示があるときは、その指示に従い措置するものとする。

(教養慰安)

第18条 在園者の教養及び慰安を目的として次の事項を実施する。

- (1) 新聞、図書、テレビジョンその他教養慰安用備品の備付け。

(2) その他在園者の教養慰安を目的とする行事。

(在園者の死亡)

第19条 在園者が死亡したときは、園長は直ちにその者を委託した機関の長とその者の縁故者等にその旨を通知しなければならない。

2 縁故者等の引取人がないとき又は諸種の事情により引取ることができないときは、園長は縁故者又は、委託機関の委託を受けて葬祭を実施するものとする。

(遺留金品)

第20条 在園者が死亡し、その遺留金品があるときは老人福祉法第27条の規定に従って処理するものとする。

## 第5章 在園者の守るべき規律

(心得)

第21条 在園者は相愛互助、家族的共同生活の向上に努めるとともに本園の規定を守り職員の指示、指導に従い、本園の運営に協力しなければならない。

(日課)

第22条 在園者は、園長の定めた日課に従い起床、洗面、整頓、食事、休養、就寝、その他の日課を行なうよう努めなければならない。

(外出)

第23条 在園者は外出しようとするときはその都度、外出先、帰園の時刻、用件その他の事項を申し出て園長の承認を得なければならない。

2 園長は在園者の外出を承認する事前に医師の意見を求めなければならない。

(面会)

第24条 外来者が在園者と面会しようとするときは、面会簿に所要事項を記入し、園長の承認を受けその指示する場所で面会し無断でその他の室へ出入りしてはいけない。

(火気の取扱)

第25条 在園者は、火気に注意して次の事項を守らなければならない。

(1) たき火、自由炊事、就寝後の喫煙をしてはならない。

(2) たばこの吸殻等は必ず所定の場所にすてる。

(秩序)

第26条 在園者は本園の秩序維持に協力するとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 意見のある場合は、担当寮母又は園長に申し出ること。

(2) 単なるうわさや想像で他人を中傷し、けんかや口論その他、他人の迷惑になる行為をしないこと。

(3) 無断で施設の備品の位置、形状を変更したり、建物、設備、庭木等を傷つけないこと。

(4) 貸与又は、支給を受けた物品は丁寧に使用し、無断で譲渡、売却、交換等しないこと。

(退園命令)

第27条 園長は在園者が次の各号の一つに該当するときは、その在園者を委託した福祉事務所長の承認を得て、退園を命ずることができる。

(1) 本園の管理規程を守らないとき。

(2) 破廉恥な行為があるとき。

(3) 公安を害する行為があるとき。

(4) その他、共同生活を甚だしく乱すと認められるとき。

## 第6章 その他施設の管理事項

(非常災害対策)

第28条 園長は火災、水害、その他あらゆる非常災害による被害を未然に防止するよう適当な設備及び対策を立てなければならない。

2 前項の対策については別にこれを定め、これに基づき、訓練を実施するとともに万一災害が発生したときは、速やかに在園者を救助し、その保護に万全を期さなければならない。

3 園長は非常災害が発生したときは直ちにその状況を管理者及び県知事に報告しなければならない

ない。

(寄付金品)

第29条 金品の寄付を受けたときは、園長は、寄付台帳に記載の上管理者に報告し、金員については組合収入役に納付し、寄付者の意志を尊重して処理するものとする。

(経理)

第30条 本園に要する経費は、措置費及び寄付金その他をもって当する。

2 措置費、事務費、葬祭費、寄付金その他受け入れ及び支出については関係法令及び通知にもとづき且つ管理者の命令に従い組合収入役がこれを行う。

(帳簿)

第31条 本園に次の帳簿を整備しておかなければならない。

(1) 管理に関する帳簿

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の出勤簿
- エ 定款及び施設運営に必要な規定
- オ 会議に関する記録
- カ 月間年間事業計画書
- キ 関係官庁に対する報告書、報告文書綴

(2) 在園者に関する帳簿

- ア 在園者名簿
- イ 在園者台帳(身上調査)及び処遇日誌
- ウ 献立、栄養量算出表、その他給食に関する記録
- エ 在園者の健康管理に関する記録

(3) 会計に関する帳簿

- ア 金銭の出納に関する帳簿(予算差引簿)
- イ 備品並びに食品受払簿

(その他)

第31条 この規定に定めるものの外必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年10月1日から施行し、従前の規定は廃止する。

附 則

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。